3　法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　個人番号又は基礎年金番号及び組合員等記号・番号

［三～五　略］

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

**第百六十四条の三**　法第百十四条の二第一項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　略］

［2　略］

3　法第百十四条の二第一項の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　略］

［4～6　略］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

**第百六十四条の六**　法第百十四条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　略］

［2　略］

3　法第百十四条の二の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　略］

［4　略］

（船員組合員の資格取得届出等）

**第百七十六条**　［略］

［削る］

3　［同上］

［一　同上］

二　個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号

［三～五　同上］

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

**第百六十四条の三**　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　同上］

［4～6　同上］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

**第百六十四条の六**　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　同上］

［4　同上］

（船員組合員証等）

**第百七十六条**　［同上］

2　組合は、前項の届書を受理したときは、別紙様式第四十号による船員組合員証を作成し、船員組合員の資格を取得した者に交付しなければならない。この場合において、その者に被扶養者があるときは、同時に、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証を作成し、その者に交付しなければならない。